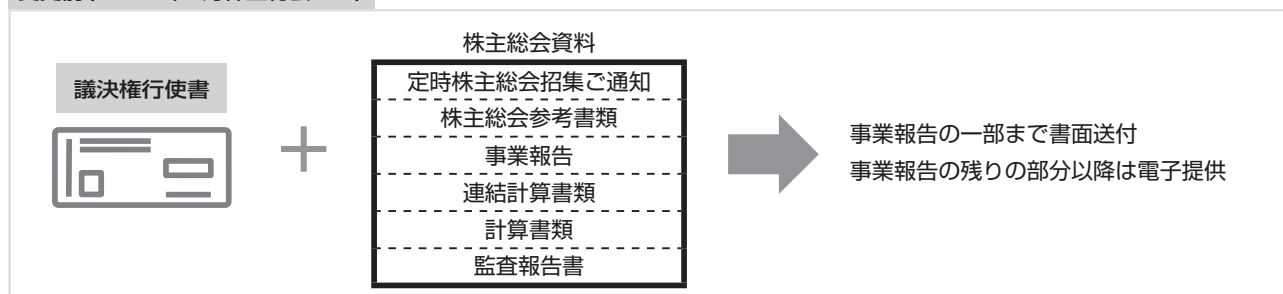


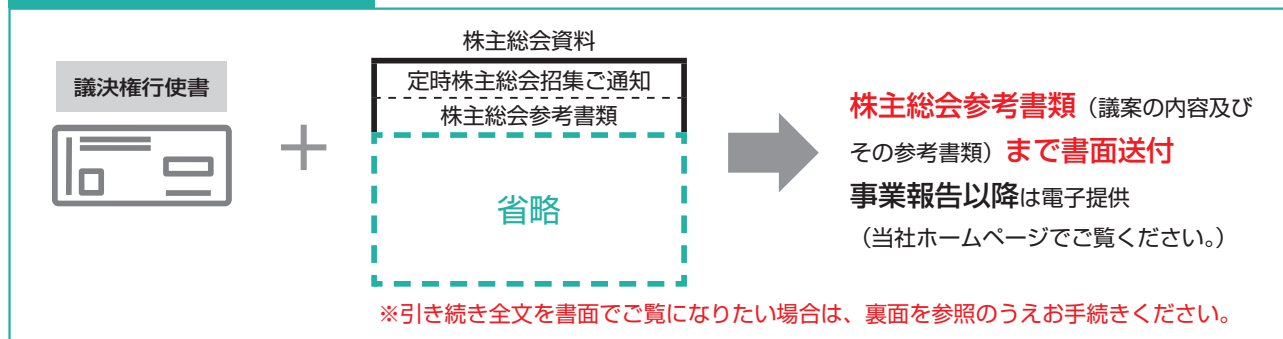
株主総会資料及び 書面交付請求 に関するご案内

2026年6月開催の定時株主総会より株主様にご郵送する株主総会資料を以下のとおり変更いたしました。来年、株主総会資料の全文を書面でお受け取りになりたい場合は、**2027年3月31日までに**、裏面を参照のうえお手続きください。

変更前(2025年6月株主総会まで)



変更後(2026年6月株主総会から)



来年、株主総会資料の全文の書面送付を希望される株主様へ

書面で受領するためのお手続き(書面交付請求)が必要です。

Q1 書面交付請求とは?

A1 インターネットを利用することが困難な株主様を保護するためのお手続きです。
お申し出いただいた株主様には株主総会資料の全文を書面でご郵送します。

Q2 お手続き方法は?

A2 【口座を開設されている証券会社等にお申し出いただく場合】
当該証券会社等に直接お問い合わせのうえ、ご案内に沿ってお手続きください。
【当社株主名簿管理人である三井住友信託銀行にお申し出いただく場合】
以下の三井住友信託銀行のコールセンターよりお手続きください。

Q3 来年の書面交付請求の受付期限は?

A3 定時株主総会の基準日(来年3月31日)までにお手続きが完了している必要があります。お申出からお手続き完了までに日数を要しますので、書面交付請求をされる株主様は余裕をもってお申出ください。

Q4 過去に一度でも書面交付請求をされた株主様で、来年も全文を書面でご希望される場合

A4 追加のお手続きは不要です。

Q5 既にお申出済みの書面交付請求の取消をご希望される場合

A5 A2と同じ方法でお手続きください。

株主総会資料の電子提供制度に関するお問い合わせ先

■ 三井住友信託銀行株式会社

コールセンター  0120-782-031

担当者による対応
受付時間：9:00～17:00(土・日・祝日及び12/31～1/3を除く)
自動音声での対応
24時間365日対応可能

■ 書面交付請求手続きのご案内に関するURL

<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/kaisyahou>

